

信託に関する会計処理等の検討について

1月19日現在

1. 受益者の会計処理

現行の会計基準等における取扱い

- (1) 信託を導管とみる。
- (2) 個別財務諸表上、受益者が自らの会計処理をするにあたって、受益者が多数の場合は事業体とみて、受益権を評価する。
- (3) 連結財務諸表上、誰かの連結になるかという意味での事業体とは必ずしもみていない(これまであまり議論されていない)。



連結の範囲(上記(3))の見直し

<検討1> 信託と連結財務諸表原則(以下「連結原則」という。)における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」との関係について

<検討2> <検討1>における「考え方」の具体的な当てはめによる受益者の処理(自益信託を前提)

<検討3> 信託が連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」となる場合の連結

2. 受託者の会計処理

<検討4> 受託者による会計処理の基準

3. 改正信託法で明示された信託の類型への対応

<検討5> いわゆる事業信託の会計処理

<検討6> いわゆる自己信託の会計処理

<検討7> いわゆる目的信託(受益者の定めのない信託)の会計処理

4. その他

<検討8> 会計上、「有価証券」として取り扱う範囲

<検討1> 信託と連結財務諸表原則（以下「連結原則」という。）における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」との関係について

（検討にあたって）

会計上、信託が連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」に該当するか否かにより、連結財務諸表上、子会社・関連会社の対象となるかどうか異なる。

なお、ここでいう「会社、組合その他これらに準ずる事業体」は、連結財務諸表原則等に従い、子会社・関連会社の対象となりうる会計上の単位を指すが、それは、当該単位に関する財務諸表の作成にあたり、資産・負債の範囲を示し、利益計算すべき会計上の単位となることを意味する¹。

連結財務諸表原則 第1

連結財務諸表は、支配従属関係にある2以上の会社（会社に準ずる被支配事業体を含む。以下同じ。）からなる企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告するために作成するものである。

連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱いー1

「親会社」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国の法令に準拠して設立されたものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。

企業結合に係る会計基準

企業結合とは、ある企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下同じ。）又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが一つの報告単位に統合されることをいう。

1. 現行の会計基準等における取扱い（別紙 資料3 参照）

（まとめ）

- (1) 信託を導管とみる。
- (2) 個別財務諸表上、受益者が自らの会計処理をするにあたって、受益者が多数の場合は事業体とみて、受益権を評価する。
- (3) 連結財務諸表上、誰かの連結になるかという意味での事業体とは必ずしもみていない。（これまであまり議論されていない）



(3)については、見直す必要があるのではないか。

¹ このため、会計制度上、連結すべきかどうかの観点から判断された当該単位と、目的が異なる他の制度における主体（例えば、課税所得を算定し申告する税務上の納税主体や、開示規制の対象となる財務書類の作成主体）とは、必ずしも同じではないと考えられる。

2. 信託について

信託は、財産管理の制度であり、特定された財産（信託財産）が制度の中心になっている点に特徴がある²。

ただし、財産管理のための仕組みではなく、誰かの連結・持分法の対象として考えるべき場合には、会計上、連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」とみて、取り扱う必要があるのではないか。



以下のような「考え方」で進めてはどうか。

- 信託は、財産管理の仕組みであることから、原則として、連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」には該当しない。
- ただし、財産管理のための仕組みではなく、誰かの連結・持分法の対象として考えるべき場合には、連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」とみる。どのような場合に、連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」に該当するかについては、**<検討2>参照**。

すなわち、「1 現行の会計基準等における取扱い」で示した「(1)信託を導管とみる」「(2) 個別財務諸表上、受益者が自らの会計処理をするにあたって、受益者が多数の場合は事業体とみて、受益権を評価する」という現行の会計基準等を前提に、「(3) 連結財務諸表上、誰かの連結になるかという意味での事業体とはみていない」を新たに検討する。

² 四宮和夫「信託法[新版]」（有斐閣）p7 参照。

なお、現行の信託法1条では、「本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ」とされている。

また、信託法案第2条では、信託とは、契約、遺言、信託宣言による方法（第3条）のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとする、とされている。

<検討2> <検討1>における「考え方」の具体的な当てはめによる受益者の処理（自益信託を前提）

	委託者 (受益者)	「会社、組合その他これらに準ずる事業体」	会計処理（イメージ）				現行の会計処理 (資料3参照)
			設定時		売却時		
1. 金銭の信託	(1)単数	該当しない	受益権 (xx信託)	現金	(まれ)		A
	(2)複数 (合同運用)	該当する	受益権 (xx信託)	現金	現金	受益権 (xx信託) 売却益	B-E
2. 金銭以外の信託	(1)単数	該当しない	(なし)		N/A		F、G
	受益権の一部が売却される場合	該当する場合がある	(なし)		受益権 (xx信託) ³	資産	H、I、J
					現金	受益権 (xx信託) 売却益	
(2)複数 (合同運用)	該当する	受益権 (xx信託)	資産	現金	受益権 (xx信託) 売却益	<検討5>参照	

具体的には、<検討1>「1 現行の会計基準等における取扱い」で示した以下の現行の会計基準等を前提に、「(3) 連結財務諸表上、誰かの連結になるかという意味での事業体とはみていない」を新たに検討する。

- (1) 信託を導管とみる
- (2) 個別財務諸表上、受益者が自らの会計処理をするにあたって、受益者が多数の場合は事業体とみて、受益権を評価する

1. 金銭の信託

(1) 委託者（＝受益者）が単数の場合（単独運用）

金融商品会計基準・実務指針の取扱い（資料 A 参照）を踏まえれば、連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」には該当しない。

³ 一旦、受益権に振り替えることなく部分売却のように取り扱うことや、受益権に振り替えても（NKにおける総額法のように）B/S上、内容を信託財産に応じて表示することも考えられる（審理室情報第6号「土地の信託に係る監査上の留意点について」参照）。

(2) 委託者 (= 受益者) が複数の場合 (合同運用)

現行の金融商品会計基準・実務指針の取扱い (資料 B-E 参照)

(例えば、合同運用の金銭の信託については、受益者は信託財産を持分に応じて直接保有する会計処理を行わず、信託を事業体とみなして当該受益権の会計処理を行っているものと解される。)

受益権が有価証券として取り扱われている証券投資信託については、有価証券の会計処理を行う (金融商品会計実務指針第 58 項及び第 62 項)。

これまで有価証券として取り扱われていなかった商品ファンドについても、有価証券に準じて会計処理を行うこととされてきた (金融商品会計基準第 134 項)。

預金と同様の性格を有する合同運用の金銭の信託 (証券投資信託を含む。) は、取得原価をもって貸借対照表価額とする (金融商品会計実務指針第 64 項)。

↓
 連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」に該当する、と考えてはどうか。

2 金銭以外の信託

(1) 委託者 (= 受益者) が単数の場合 (単独管理・処分)

金融商品会計基準・実務指針等の取扱いを踏まえれば、原則として、連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」には該当しない。

ただし、受益権が売却され、次の場合には、連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」に該当する⁴、と考えてはどうか。

受益権が売却等により、多数になる場合 (= 有価証券の募集 (金融商品取引法第 2 条第 3 項) にあたる場合) 又は多数になる可能性がある場合 (= 受益権が私法上の有価証券⁵とされている場合)

受益権が質的に異なるものに分割されている場合

(現行の取扱い)

(a) 金融商品会計基準における金融資産の消滅の認識における SPE の記述と整合的である (なお、この場合、(仮に SPE たる信託が連結となる可能性があっても) 一定の SPE は子会社に該当しないものと推定する子会社となるため、連結対象とはならない⁶。)

⁴ 信託受益権が、「質的に単一なものに分割されている場合」で、かつ、「多数」ではない受益者に売却されている場合には、当該信託財産の一部が売却されたものと同じとみることができる。

⁵ 私法上の有価証券は、財産価値のある権利や法律上の地位を表彰する「証券」により、権利を譲渡する場合に当該「証券」の移転を必要とし、権利行使する場合に当該「証券」の呈示を必要とするなどの法的効力を認め、流通性を高めたものであり、投資信託や貸付信託の受益証券や、信託法案における受益証券発行信託の受益証券 (207 条) が該当する。

⁶ ただし、検討中である SPE の開示の対象となる。

金融商品会計基準注解（注4） 譲受人が特別目的会社の場合について

金融資産の譲受人が次の要件を充たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして(2)の要件を適用する。

- 1 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の保有者に享受させることを目的として設立されていること
- 2 特別目的会社の事業が、1の目的に従って適正に遂行されていると認められること

金融商品実務指針

40. 特別目的会社を用いた証券化において、譲渡人が、金融資産の譲渡対価の全部又は一部として特別目的会社の発行する証券等（信託の受益権、組合の出資金、株式、会社の出資金、社債、劣後債等）の全部又は一部を保有することになる場合、金融商品会計基準注解（注4）により証券等の保有者が譲受人とみなされ、譲渡人が譲受人となるから当該保有部分の譲渡はなかったものとする。したがって、当該全部又は一部に対応する譲渡金融資産の全部又は一部は、「残存部分」として取り扱い、金融資産の消滅の認識を行わない。

- (b) （信託導管論が我が国の会計慣行となっているが）受益権が売却され受益者が多数となったり、受益権が優先部分と劣後部分のように質的に異なる信託受益権に分割され売却されたりする場合には、導管論よりも実体論と整合する（なお、金融資産及び不動産の流動化の場合、（仮に劣後受益権等を有して信託が連結となる可能性があっても）一定の SPE は子会社に該当しないものと推定する子会社となるため、連結対象とはならない。）

金融商品会計実務指針（金融資産の信託受益権の保有者の会計）

100. 金融資産の信託受益権（金銭の信託及び有価証券の信託を除く。）の保有者は、信託受益権を次のとおり評価する。

- (1) 信託受益権が質的に単一の場合には、信託財産構成物を受益者が持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行う。ただし、信託受益権の保有者が多数で、信託財産を持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行うことが困難な場合には、(2)のように信託を実体のある事業体とした評価を行うことができる。
- (2) 信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合には、信託を一種の事業体とみなして、当該受益権を信託に対する金銭債権（貸付金等）の取得又は信託からの有価証券（債券、株式等）の購入とみなして取り扱う。ただし、企業が信託財産構成物である金融資産の委託者である場合で、かつ、信託財産構成物が委託者たる譲渡人にとって金融資産の消滅の認識要件を満たす場合には、譲渡人の保有する信託受益権は新たな金融資産ではなく、譲渡金融資産の残存部分として評価する。

会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」

20. 質的に単一な不動産信託受益権に分割されている場合には、共有不動産と同様の性格を有しており、特別目的会社を通じて他の者が取得した信託受益権には対応するリスクと経済価値が移転していると考えられるので、その限りにおいては、リスク負担割合を算定して判断することなく、当該他の者に移転した部分について売却取引として会計処理を行う。

21. 優先部分と劣後部分のように質的に異なる信託受益権に分割されている場合には、当該不動産全体に関するリスクと経済価値のほとんどすべてが譲受人である特別目的会社を通じて他の者に移転しているときに限り、売却取引として会計処理を行う。

この場合のリスク負担割合は、リスク負担の金額を譲渡人が保有する信託受益権の時価とし、流動化する不動産の譲渡時の適正な価額（時価）をすべての信託財産、すなわち信託受益権の全体の時価として算定する。

なお、リスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると認められるが、リスク負担として譲渡人（委託者）に信託受益権が残る場合の売却損益は、譲渡人が保有する劣後部分を除いた割合等（売却した信託受益権の価値）に基づいて算定した売却価額から、消滅を認識する直前の不動産の帳簿価額を譲受人に譲渡した部分の時価と譲渡人に留保された部分の時価で按分し、譲渡した部分に配分して算定した売却原価を差し引いて算定する。[設例3]

(2) 委託者（＝受益者）が複数の場合（合同管理・処分）

これまでの金融商品会計基準・実務指針等では示されていない。

連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」に該当する、と考えてはどうか。

（理由）

現物資産を持ち寄ってコミングルさせることは、原則的な財産管理・処分から離れているのではないか。

<検討3> 信託が連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」となる場合の連結

(新たな信託法ベース)

信託財産の帰属は「受託者」(信託法2条3項)であり、信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有し(26条)、信託事務の処理その他の行為をする(29-30条)が、金銭信託の合同運用などの場合、株式会社と同様に、「所有(出資)と経営(業務執行)の分離」が制度上図られている⁷事業体とみなすことができることから、「受益者」が連結するかどうか判定することが適当ではないか。

現行法:(制定当時、主として受益者が単数の信託が想定されていたためか)受益者が複数の者が信託に関する適切な規定が存在しない。

新たな信託法:受益者が二人以上ある信託における受益者の意思決定は、すべての受益者の一致によってこれを決するが、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがあるときは、信託法の規定又は信託行為の別段の定めによる(105条)。



このため、支配力基準の適用は、受益者の(受益者集会における)議決権⁸に基づいて判断することとなると考えられるのではないか。

- ・すべての受益者の一致によって受益者の意思決定を行う場合:100%
- ・信託行為に別段の定めがある場合:その定めるところによる
- ・信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがある場合:50%超

⁷ これは、例えば、以下の点などにあらわれていると考えられる。

受託者は、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者をいう(2条5項)こと

受託者は、信託の利益を享受することができない(8条。ただし、信託報酬は可(54条))こと
委託者及び受益者はいつでも合意により受託者を解任できる(58条)こと

⁸ これには、ある受益者が、信託における財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を単独では支配していないものの、緊密な者及び同意している者の権利を合わせれば、これを行うことができる場合の当該受益者を含む。

なお、受託者であっても、受託者が、当該信託の受益者でもある場合や、受益者が財務及び営業又は事業の方針の決定する機関を支配しているように見えるものの、受託者が過度な成功報酬性の信託報酬などにより信託財産から生ずる利益の多くを享受すること等により、当該受益者は受託者の緊密な者に該当している場合には、受託者が連結する可能性がある。

もっとも、受託者が単に信託財産の運用に関して裁量を有する(例、指定運用や無指定運用)だけでは、投資信託において民法の委任契約である投資一任契約に基づき資産運用サービスを提供する投資顧問業者と同様に、受託者が連結することはないと考えられる。

<p><検討 4> 受託者による会計処理の基準</p>

信託法第 13 条では、「信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」とされている。

<p>(参考) 会社法</p>

<p>第 431 条 株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。</p>

<p>第 614 条 持分会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。</p>

1. 信託が連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」に該当する場合
 この場合は、会計上、会社等と同様に、財務諸表を作成する必要があるため、原則として、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によることが考えられる。
 もっとも、会社法における株式会社及び持分会社の会計⁹に準じれば、規模や内容により、他の慣行が複数同時に存在するものと考えられるのではないが。
 (なお、投信法(「投資信託及び投資法人に関する法律」)などの特別法により、会計処理及び表示の基準等について定められているものもある。)
2. 信託が連結原則における「会社、組合その他これらに準ずる事業体」には該当しない場合
 受益者が単数である金銭の信託は¹⁰、通常、財産管理のための信託そのものであり、その会計は、一般に公正妥当な企業会計の基準によることも妨げられないが、むしろ信託行為の定め(契約、遺言、信託宣言のいずれかによる方法に従った定め)によることになるのではないが¹¹。

⁹ 会社法において、この範囲は、有価証券報告書提出会社が従うべき会計基準(一般に公正妥当な企業会計の基準)よりも広く、中小企業の会計処理については、これまでにおいても不文の会計慣行に委ねられている部分も含めて該当すると解されている。例えば、「中小企業の会計に関する指針」は、一定の範囲の株式会社(例えば、会計参与設置会社である中小企業)にとっては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当し、それ以外の中小企業には、より幅広い会計処理も認められるものと解されている(例えば、相澤哲・岩崎友彦稿「株式会社の計算等」、商事法務 No.1746(2005年11月5号)pp26-27、郡谷大輔・和久友子編著、細川充・石井祐介著「会社法の計算詳解」(中央経済社)pp3-6参照)。

¹⁰ この他、単独で設定された信託の受益権が、「質的に単一なものに分割されている場合」で、かつ、「多数」ではない受益者に売却されている場合が該当する。いずれの場合でも、受益者としては信託財産を直接保有するのと同様の評価を行うため、受託者が財産管理のための会計を行っても、受益者の会計処理のために、一般に公正妥当な企業会計の基準による処理が必要となる。

¹¹ 財産管理の制度として、例えば、有価証券の保護預り(民法657条の寄託)でも、通常、顧客との間で保護預り口座を設定し、出納保管されている。また、自分の財産の管理やその他の事務について、代理権を与えるとともに具体的な管理内容を決めて委任する財産管理委任契約(民法643条の委任)の場合も、自由に定めることができる契約内容に基づいて、財産管理の報告がなされているものと考えられる。

ただし、この場合も、受益者の会計処理のために、一般に公正妥当な企業会計の基準による処理が必要となる。

<検討5> いわゆる事業信託の会計処理

(考え方)「事業の信託」であれば、「金銭以外の信託」として取り扱われる¹²。

	委託者 (受益者)	「会社、組合その他これらに準ずる事業体」	会計処理(イメージ)				現行の会計処理 (資料 参照)
			設定時		売却時		
金銭以外の信託	単数	該当しない	(なし)		N/A		F、G
	受益権の一部が売却される場合	該当する場合がある	(なし)		受益権 (xx 信託)	資産	H、I、J
					現金	受益権 (xx 信託) 売却益	
複数 (合同運用)	該当する	受益権 (xx 信託)	資産	現金	受益権 (xx 信託) 売却益	[設例1](ケース2)参照	

[設例1]

「前提条件」以下の事業を信託した(簡便化のために設定時も売却時も同一とする)。

- ・ 事業を構成する個々の資産の帳簿価額は計 100、負債は計 20
- ・ 事業を構成する個々の資産の時価は計 120、負債は計 20
- ・ 事業自体の時価は 150

(ケース1) 単独で信託を設定

設定時(仕訳なし)

受益権売却時(質的に単一な受益権 40%を 60 で売却)

受益権	80	資産	100
負債	20		
現金	60	受益権	32
		売却益	28

売却の考え方は、事業分離等会計基準に準じる

個別 B/S 表示:

(総額法的) 資産 60 / 負債 12

(純額法的) 受益権 48

連結 B/S 表示(信託を子会社と仮定):

資産 100 / 負債 20

少数株主持分 32

(受益権売却時でも、質的に単一な受益権の売却があるため、振り替えない場合)

現金	60	資産	40
負債	8	売却益	28

個別 B/S 表示:

資産 60 / 負債 12

連結 B/S 表示(信託を子会社と仮定):

資産 100 / 負債 20

少数株主持分 32

¹² 事業信託としては、この他に、「金銭の信託」として設定し、事業を購入する形態も考えられる。この場合には、「事業の信託」と整合的な取扱いとなるように、総額法としてはどうか。(ただし、受益権が売却等により、受益者が多数になる(=有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項)にあたる場合)又は多数になる可能性がある場合(=受益権が私法上の有価証券とされている場合)受益権が質的に異なるものに分割されている場合を除く。)

なお、会計上「事業」は、企業活動を行うために組織化され、有機的の一体として機能する経営資源をいうとされている(「事業分離等に関する会計基準」3項)。

また、総額法かどうかに係らず、自らとの取引は内部取引として消去される。

(ケース2) 複数で信託を設定

(A社は60%、B社は40%を設定と仮定。このため、「前提条件」は次のように仮定する。)

A社及びB社は、以下の事業を信託した(簡便化のために設定時も売却時も同一とする)。

	A社から(a事業)	B社から(b事業)	合計
事業を構成する個々の資産の帳簿価額			
資産	60	40	100
負債	12	8	20
事業を構成する個々の資産の時価			
資産	72	48	120
負債	12	8	20
事業自体の時価	90	60	150

「会社に準ずる事業体」に「事業」を移転することとなるため、事業分離等会計基準が適用される。共同新設分割に類似した処理となるのではないか。

設定時

A社:(60%保有 信託は子会社と仮定)

受益権	48	資産	60
負債	12		

B社:(40%保有 信託は関連会社と仮定)

受益権	32	資産	40
負債	8		

B社にとって信託は関連会社にもならないと仮定した場合:

受益権	60	資産	40
負債	8	売却益	28

売却時:(ケース2)と同じ

(A社が質的に単一の受益権の一部(受益権全体の6%(60% 54%))を売却

現金(*1)	9	受益権(*2)	4.8
		売却益	4.2

(*1) 受益権全体の時価 150 x6%=9

又はA社の受益権の時価 90 x6/60=9

(*2) A社の受益権の簿価 48 x6/60=4.8

(*3) A社の受益権の連結上の売却簿価

連結純資産 108x6%(又はA社分 64.8x6/60)=6.5

A社の個別B/S表示:
(純額法的) 受益権 48
A社の連結F/S表示:(次頁(参考)参照)
資産 108 /負債 20
のれん 20 少数株主持分 43.2
持分変動差額 16.8

A社の個別B/S表示:(純額法的)
受益権 43.2/売却益 4.2
現金 9

連結修正(売却簿価を個別4.8から連結6.5(*3)へ)
売却益 1.7/受益権 1.7

A社の連結F/S表示:(次頁(参考)参照)
資産 108 /負債 20
のれん 20 少数株主持分 49.7
現金 9 R/E(持分変動差額)16.8
売却益 2.5

(参考) 受託者側の処理

「事業」と「事業」が1つの報告単位である「会社に準ずる事業体」に統合されるため、企業結合会計基準が適用される 共同新設分割に類似した処理となるのではないが。

A 社子会社 (信託は子会社と仮定) がパーチェス法を適用

A 社分:	資産	60	負債	12
			信託元本	48

B 社分:	資産	48	負債	8
	のれん	20	信託元本	60

合計:	資産	108	負債	20
	のれん	20	信託元本	108



A 社の連結へ
 少数株主持分 43.2
 =108 × 40%
 持分変動差額 16.8
 = (時価 90 - 簿価 48) × 40%

持分プーリング法又は共同支配企業の形成の会計処理を適用

A 社分:	資産	60	負債	12
			信託元本	48

B 社分:	資産	40	負債	8
			信託元本	32

<検討6> いわゆる自己信託の会計処理

(考え方) 基本的には、他者に信託した場合と相違はない。

したがって、

- ・ 単独で信託設定により、損益計上されることはない。
- ・ 受益権を有している限り、受益者として、その経済的效果は帰属する。
- ・ 受益権を売却することにより、損益が生ずる。
- ・ 受益権を売却しても、買手が連結子会社であれば、連結財務諸表上、損益は生じない。

ただし、(委託者 = 受託者であり、外部からは信託財産の移転がみえにくいことから)

- ・ 単独で金銭以外の自己信託を設定し、受益権を「質的に単一なものに分割」して売却しているが、引き続き一部を保有している場合でも、残っている一部の資産を各項目別に計上する(期中、「受益権」に振り替えていても、個別上いわゆる総額法により計上する。下表()参照)
- ・ 自己信託の受益者である場合、貸借対照表に計上されている当該信託財産(又は受益権)については、自己の財産と区別するために、信託財産である旨の注記をしてはどうか。
- ・ さらに、自己信託の受益者であり、貸借対照表上、当該信託財産ではなく、受益権とされている場合には、重要性が乏しいとき又は当該自己信託が子会社に該当し連結財務諸表に反映されているときを除き、当該自己信託に関する要約貸借対照表の注記をする¹³かどうか。

(整理) いわゆる自己信託と事業信託についての会計処理

	委託者 (受益者)	「会社、組合その他これらに準ずる事業体」	会計処理(イメージ)				備考	
			設定時	売却時		期末残高		
金銭以外の信託	単数	該当しない	(なし)	N/A		事業 100		
	受益権の一部が売却される場合	原則として該当しない	(なし)	現金	事業	事業 60()	信託財産の一部を売却に準じた処理	
		「多数」に売却質的に異なるものに分割該当する	(なし)	受益権 (xx 信託)	事業	受益権 10	単純新設分割後の株式売却に準じた処理	
			現金	受益権 (xx 信託)売却益				
	複数 (合同運用)	該当する	受益権 (xx 信託)	事業	現金	受益権 (xx 信託)売却益	受益権 10	共同新設分割及びその後の株式売却に準じた処理

¹³ 自己信託の受益者(= 受託者)の財務諸表が会計監査の対象となる場合、当該要約貸借対照表についても、会計監査の対象となる。

<検討7> いわゆる目的信託（受益者の定めのない信託）の会計処理

1. いわゆる目的信託（受益者の定めのない信託）の概要

これまで：公益信託を除き、「受益者の定めのない信託」は認められていなかった。



厳密な意味で公益目的とはいえない社会活動の受け皿等として、受益者の定めのない信託を許容する。

今後：「受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む）のない信託」は、信託契約による方法又は遺言による方法によってすることができる(258条)。

- ・ ただし、受益者の定めのない信託の存続期間は20年を超えることができない(259条)
- ・ 受益者の定めのない信託の委託者の権利等について、所要の規定が整備されている(260条から261条)

(参考1) 他益信託との異同

	目的信託	他益信託
受益者の状況	受益者不存在	受益者特定、不特定又は未存在
委託者と受益者とは異なるか	(通常)異なる	異なる
第三者のためにする契約か	受益者が定められていないため、第三者契約とはいえない	第三者契約(ただし、民法537条と異なり、受益の意思表示なくして当然に受益権を取得する(88条1項))

2. 会計上の取扱い

- (1) 受託者：自益信託（委託者＝受益者）の場合と同様に、信託設定の前でも後でも、信託財産（の実質的利益）は帰属しない。
- (2) 委託者：自益信託（委託者＝受益者）の場合と同様に、信託設定後には、信託財産は原則として、帰属しない（信託設定前に帰属していた信託財産の消滅の処理が必要）か（後掲参照）。

(参考2) 他益信託における委託者の会計処理

負債を実質的に決済するための他益信託設定

(例1)退職給付信託： 退職給付引当金 × × / 資産 × ×

(例2)デットアサンプション： 社債 × × / 資産 × ×

資産を（単に）贈与するための他益信託設定： 費用又は損失 × × / 資産 × ×

< 目的信託における委託者の会計処理 >

- A 案：他益信託の処理の となる（究極的には信託の利益（反射的利益）を受ける者に経済的効果が帰属すると考える）。
- B 案：信託行為によって信託財産の給付がされるまでは、原則として、会計処理なし（信託法上、信託契約のよる目的信託について、委託者の権利（場合によっては、清算後の残余財産の帰属も委託者となることもある（182条2項））を考えれば、信託行為によって信託財産の給付がされるまでは、委託者の財産とする）

<検討8> 会計上、「有価証券」として取り扱う範囲

「金融商品に関する会計基準」53項では、平成11年1月に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」一1を踏襲し、会計上の有価証券については、証券取引法上の有価証券+ としている

「金融商品に関する会計基準」

53. 有価証券については、証券取引法に定義する有価証券以外のもので、証券取引法上の有価証券に類似し企業会計上有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても本会計基準を適用することが適当である。また、商品先物のような現物商品（コモディティ）に係るデリバティブ取引は、本来の金融商品とは異なる面を有するが、通常、差金決済により取引が行われることにより金融商品と類似する性格をもつと認められるものについては、本会計基準を適用することが適当である。

金融商品取引法では、私法上の有価証券（2条1項10号、12号-14号）以外の信託の受益権も広く「みなし有価証券」（2条2項1号）としている。このため、特金のような単独運用の金銭の信託や貸付金や不動産など金銭以外の信託の信託受益権も例外なく、「有価証券」となる。

金融商品取引法

2条1項 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう

（略）

十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券発行信託の受益証券

十二 貸付信託の受益証券

（略）

十四 信託法（平成十八年法律第八号）に規定する受益証券発行信託の受益証券

2条2項 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）

会計上、「有価証券」の範囲を見直す必要があるかどうか（見直す場合には、金融商品会計基準を改正することとなる。）